

すかいらーく、65歳までの定年延長とともに 65歳以降70歳までの再雇用制度を新設

定年延長後も月例給与と賞与、昇給・昇格は60歳以前と同様
家族の介護や本人の健康状態などによって短縮勤務も可能に

株式会社すかいらーく（本社：東京都武蔵野市、代表取締役社長兼 CEO：谷真）は、このたび、定年を65歳まで延長するとともに、65歳以降70歳までの再雇用制度を新設することを決定しました。正社員4,347人だけでなく、パートやアルバイト8万362人も対象となります※。制度改定日は2015年9月30日となります。

厚生労働省平成26年高齢者の雇用状況集計によると、継続雇用措置全体に対する定年延長の割合は15.6%にとどまるなど、定年延長への動きはまだ大きな広がりにはなっていません。定年延長を決めた企業においても、給与は減額となるケースが多くなっています。

すかいらーくでは、定年延長後も月例給与と賞与、昇給・昇格は60歳以前と同様とします。加えて、家族の介護や本人の健康状態などによっては、短縮勤務を選択することも可能としました。また、満60歳以降満65歳までのどのタイミングで退職しても「定年（＝会社都合）」となります。

このほか、社会人生活の一区切り（節目）として60歳時に10日の特別休暇の取得が可能となり、退職金とは別に慰労金を支給するなどの充実を図りました。

なお、新たに設定した再雇用制度に関しては、満65歳以上満70歳の誕生月の月末までのパート・アルバイトなどを含む全従業員が対象となり、契約は1年ごと、職務に応じた時給方式で、週労働時間は20時間未満となります。

すかいらーくでは、多様な働き方に柔軟に対応できる制度を整えています。従業員は全国転勤可能な「ナショナル社員」、自宅から通勤可能な店舗間で異動のある「エリア社員（地域限定社員）」を選択できます。また、パートやアルバイトなどのクルーから正社員へキャリアアップできる社員登用制度を備え、店舗を限定した正社員のマネジャー（コミュニティーマネジャー）を選択することも可能としています。

今後も「安心して、やりがいを持ち、健康的に」働ける会社を目指し、今回の制度改定のみならずさまざまな改革に取り組んでまいります。

※2015年8月末現在。社員は8月退職者および役員を除く。クルーは8月勤務実績のある者で、FCは除く。

【報道関係者からのお問い合わせ先】

株式会社すかいらーく 広報グループ 担当：横田、北浦
電話：0422-37-5310 Email：pr@skylark.co.jp